

令和4年12月26日

1. 調査目的

教職員の人事管理に資するため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教職員の人事行政の状況について、調査を実施。

※一部の項目については幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）も対象

2. 調査対象及び調査対象期間

都道府県・指定都市の計67教育委員会を対象（一部の調査については、市（指定都市を除く）区町村及び学校設置組合等の計1,746教育委員会も対象）。

令和3年度の状況を中心に調査。

3. 主な調査項目

- （1）精神疾患による病気休職者等数
- （2）懲戒処分又は訓告等（以下「懲戒処分等」という。）の状況（交通違反・交通事故、体罰、性犯罪・性暴力等、その他）
- （3）女性管理職（校長、副校長及び教頭）の割合
- （4）管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況
- （5）育児休業等の取得状況
- （6）ハラスメントの防止措置の実施状況 等

※分限処分の状況（事務職員）、条件付採用、人事評価の活用状況、育児休業・介護休暇等の取得状況、は隔年で実施している。¹

教育職員の精神疾患による病気休職者数（令和3年度）

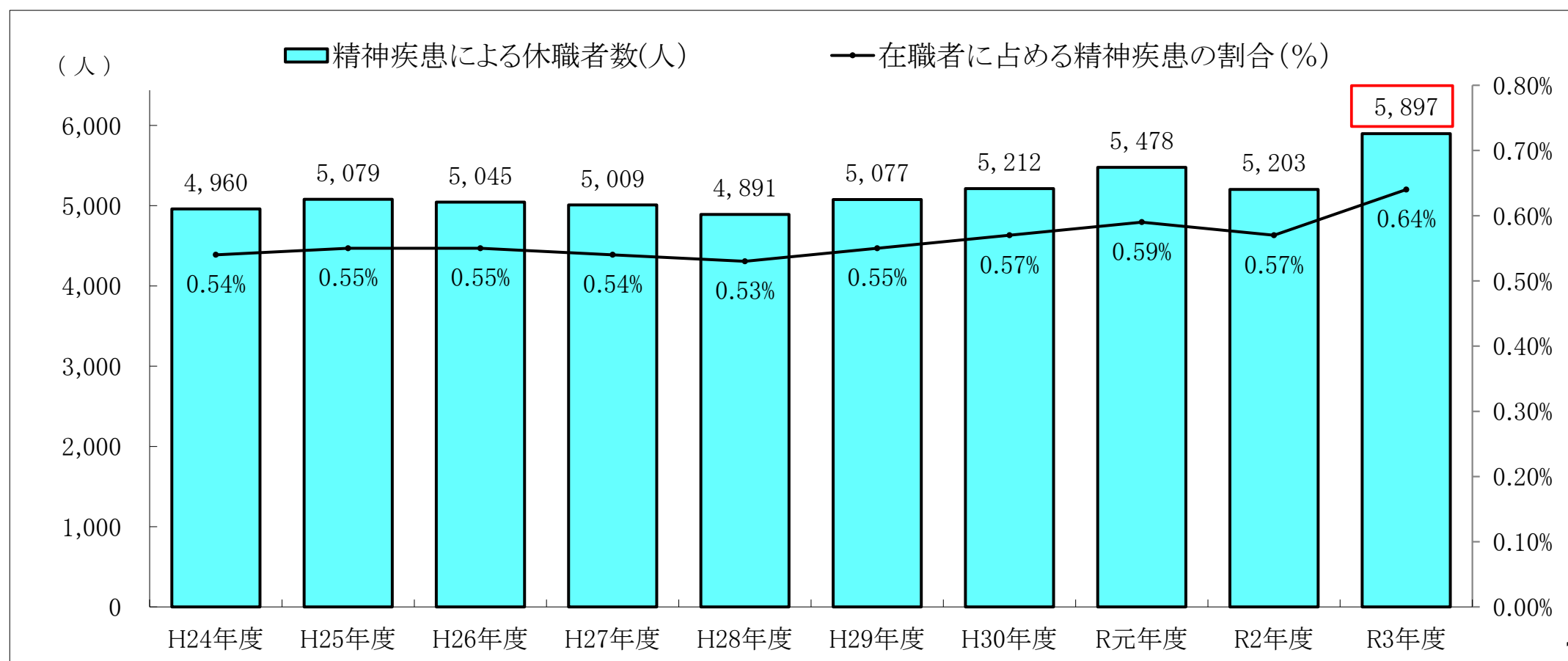


文部科学省

○教育職員(※)の精神疾患による病気休職者数は、5,897人(全教育職員数の0.64%)で、令和2年度(5,203人)から694人増加し、過去最多。

(※)公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（総計919,922人(令和3年5月1日現在)）

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成24年度～令和3年度)



教育職員の懲戒処分等の状況（令和3年度）



文部科学省

- 懲戒処分等を受けた教育職員は、5,818人（0.62%）で、令和2年度（4,101人（0.44%））から1,717人増加。
- ・「体罰」により懲戒処分等を受けた者は、343人（0.04%）。（令和2年度393人（0.04%））
 - ・「性犯罪・性暴力等」により懲戒処分等を受けた者は、216人（0.02%）。（令和2年度201人（0.02%））
 - ・うち、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力により懲戒処分を受けた者は94人（令和2年度96人）。

※1（ ）内の割合は教育職員数に対する割合

※2 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の教育職員も対象

※3 本調査における「性犯罪・性暴力等」とは、性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。「性犯罪・性暴力」とは、強姦性交等、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、児童ポルノ法第5条から第8条までに当たる行為、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。なお、「性犯罪・性暴力等」、「性犯罪・性暴力」は、令和元年度調査における「わいせつ行為等」、「わいせつ行為」と同様の範囲

（単位：人）

区分	年度	懲戒処分					訓告等	総計
		免職	停職	減給	戒告	合計		
交通違反・ 交通事故	3	19	32	38	71	160	<u>2, 208</u>	<u>2, 368</u>
	2	14	38	31	74	157	1, 975	2, 132
体罰	3	1	11	37	41	90	<u>253</u>	<u>343</u>
	2	1	12	43	48	104	289	393
性犯罪・ 性暴力等	3	<u>119</u> (89)	50 (5)	21 (0)	2 (0)	<u>192</u> (94)	24 (0)	<u>216</u> (94)
	2	113 (91)	46 (5)	17 (0)	3 (0)	179 (96)	22 (0)	201 (96)
上記以外の 理由	3	34	69	<u>266</u>	<u>86</u>	<u>455</u>	<u>2, 436</u>	<u>2, 891</u>
	2	42	68	99	62	271	1, 104	1, 375
合計	3	<u>173</u>	162	<u>362</u>	<u>200</u>	<u>897</u>	<u>4, 921</u>	<u>5, 818</u>
	2	170	164	190	187	711	3, 390	4, 101

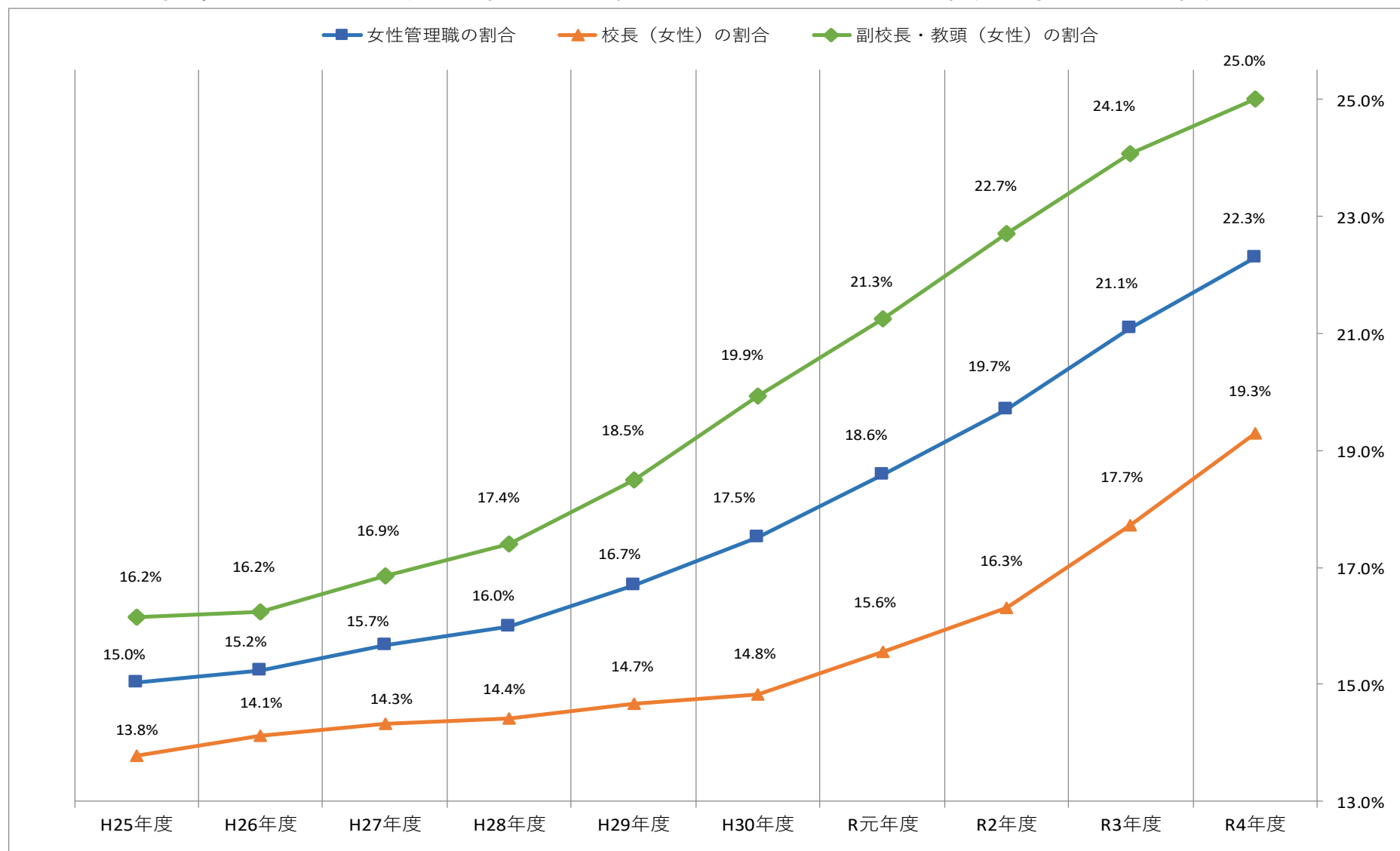
※ 性犯罪・性暴力等の（ ）は、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力による件数で内数。

※数値に更新があったため、令和5年1月16日更新（下線部）
※数値に更新があったため、令和6年12月20日更新（二重下線部）

女性管理職（校長、副校長及び教頭）の割合（令和4年4月1日現在）

- 女性の管理職（校長、副校長及び教頭）は15,103人で、令和3年4月1日現在から746人増加。
- 女性管理職の割合は22.3%で、過去最高の割合。

職種別の女性管理職の人数と割合（平成25年度～令和4年度）



管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況



文部科学省

(令和4年4月1日現在)

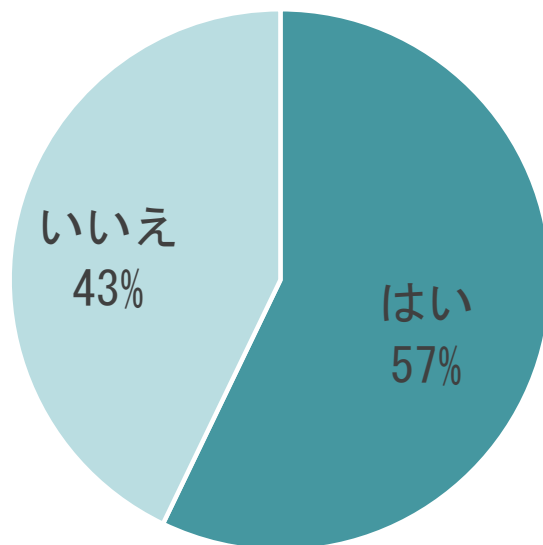
- 管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会の数は14で、全体の約2割。うち、把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約6割。
- 管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会の数は53で、全体の約8割。うち、今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約1割。

管理職選考において、特別支援教育の経験等(※)の情報を把握・管理している教育委員会の割合

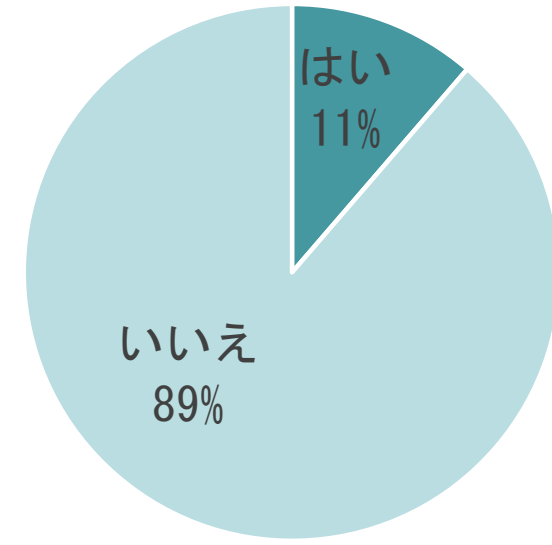
※特別支援教育の経験等：特別支援学級担任等、特別支援学級の教科担任、通級による指導の担当、特別支援学校における指導、特別支援教育コーディネーターの経験

	把握している	把握していない
教育委員会数	14	53
割合(%)	20.9%	79.1%

特別支援教育に関し把握・管理した経験を管理職選考で考慮しているか



今後、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理する予定があるか



教育職員の育児休業等の取得状況(令和3年度)

○育児休業等

・令和3年度に新たに育児休業等を取得可能となった職員のうち

①育児休業の取得割合は、男性が9.3%、女性が97.4%で、前回調査(男性2.8%、女性96.9%)から増加。

②育児短時間勤務の取得割合は、男性は0.6%、女性は5.1%。

令和3年度に新たに育児休業等を取得可能となった職員の取得状況

(単位:人)

区分	教育職員						(参考)地方公務員の状況(2年度)		
	男性職員		女性職員		合計		男性職員	女性職員	合計
	H30	R3	H30	R3	H30	R3			
新たに取得可能となった者	16,082	17,260	19,192	20,591	35,274	37,851	64,460	45,908	110,368
育児休業	445 (2.8%)	1,603 (9.3%)	18,589 (96.9%)	20,064 (97.4%)	19,034 (54.0%)	21,667 (57.2%)	8,524 (13.2%)	45,783 (99.7%)	54,307 (49.2%)
育児短時間勤務	14 (0.1%)	38 (0.2%)	351 (1.8%)	755 (3.7%)	365 (1.0%)	793 (2.1%)	181 (0.3%)	4,245 (9.2%)	4,426 (4.0%)
部分休業	33 (0.2%)	112 (0.6%)	481 (2.5%)	1,058 (5.1%)	514 (1.5%)	1,170 (3.1%)	1,154 (1.8%)	16,593 (36.1%)	17,747 (16.1%)

※()は、新たに取得可能となった者に対する取得者の割合を示す。

※育児短時間勤務は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、①1日当たり3時間55分勤務、②1日当たり4時間55分勤務、③週3日勤務、④週2日と1日のみ3時間55分勤務、⑤その他条例で定める勤務形態を選択して勤務することができる制度。

※部分休業は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日当たり2時間まで勤務しないことができる制度。

ハラスメントの防止措置の実施状況（令和4年6月1日現在）



文部科学省

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止措置について、「要綱・指針等の策定」「相談窓口の設置」「研修の実施」は全都道府県・指定都市で実施済。一方で、市区町村等の一部において未実施。
- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて、都道府県・指定都市・市区町村等の一部において未実施。

（実施済団体数・実施率）

区 分		パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
要綱・指針等の策定	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)
	指定都市	20団体(100%)	20団体(100%)	20団体(100%)
	市区町村等	1,533団体(87.9%)	1,536団体(88.1%)	1,463団体(83.9%)
厳正に対処する旨の方針等の規定、職員への周知・啓発	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	46団体(97.9%)
	指定都市	20団体(100%)	20団体(100%)	20団体(100%)
	市区町村等	1,249団体(71.6%)	1,278団体(73.3%)	1,209団体(69.3%)
相談窓口の設置	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)
	指定都市	20団体(100%)	20団体(100%)	20団体(100%)
	市区町村等	1,436団体(82.3%)	1,448団体(83.0%)	1,400団体(80.3%)
研修の実施	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	46団体(97.9%)
	指定都市	20団体(100%)	20団体(100%)	20団体(100%)
	市区町村等	1,079団体(61.9%)	1,076団体(61.7%)	1039団体(59.6%)

(1) 精神疾患による病気休職者等数 関係

- ・ 労働安全衛生管理の充実などメンタルヘルス対策等の一層の推進
- ・ 勤務時間管理の徹底をはじめとする学校における働き方改革の一層の推進
- ・ パワーハラスメントなどハラスメント防止措置の徹底
- ・ 過剰要求等に適切に対応するための弁護士等による法務相談体制の整備の促進 等

(2) 懲戒処分等の状況 関係

- ・ 体罰根絶に向けて各教育委員会等に対する指導等の実施
- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や同法に基づく基本指針等を踏まえた取組の推進
 - ＞ 研修・啓発、早期発見のための定期的な調査、事案発生時の適切な調査等の推進、相談体制の充実
 - ＞ 特定免許状失効者等データベースの構築、官報情報検索ツールの管理・活用
 - ＞ 児童生徒性暴力等を行った教員について原則として懲戒免職とすること、告発を遺漏なく行うことの徹底
 - ＞ 予防的な取組の推進（執務環境の見直しによる密室状態の回避、教育指導体制の見直しによる組織的対応、児童生徒等とSNS等による私的なやり取りを行ってはいけないことの明確化など） 等

(3) 女性管理職の割合 関係

- ・ 第5次男女共同参画基本計画等を踏まえ、校長及び副校長・教頭それぞれについての目標設定の推進 等

(4) 管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況 関係

- ・ 各教育委員会が、管理職選考に資するために、特別支援教育の経験（特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、特別支援教育コーディネーター等）について把握・管理するよう一層の取組を依頼

(5) ハラスメントの防止措置の実施状況 関係

- ・ 市区町村教育委員会も含め、事業主である教育委員会が講ずべき措置が確実に実施されるよう取組の徹底を依頼

(6) その他

- ・ 調査結果を踏まえた人事行政を適切に行う上での留意事項の通知、人事担当者を集めた研修会の実施